法人国立病院機構が行う場合を除く。6及び7において同じ。)が、利用者に対し、指定居宅介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、<u>令和6年5月31日</u>までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ~ハ (略)

6 • 7 (略)

第2 重度訪問介護

1 重度訪問介護サービス費

を加算した単位数

イ 重度訪問介護の中で居宅における入浴、排せつ又は食事の介護等及び外出(通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除く。以下この第2、第3及び第4において同じ。)時における移動中の介護を行った場合

186単位 (1) 所要時間1時間未満の場合 277単位 (2) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 (3) 所要時間1時間30分以上2時間未満の場合 369単位 461単位 (4) 所要時間2時間以上2時間30分未満の場合 553単位 (5) 所要時間2時間30分以上3時間未満の場合 (6) 所要時間3時間以上3時間30分未満の場合 644単位 (7) 所要時間3時間30分以上4時間未満の場合 736単位 (8) 所要時間4時間以上8時間未満の場合 821単位に所要 時間4時間から計算して所要時間30分を増すごとに85単位

- (9) 所要時間 8 時間以上12時間未満の場合 1,505単位に所要時間 8 時間から計算して所要時間30分を増すごとに85単位を加算した単位数
- (10) 所要時間12時間以上16時間未満の場合 <u>2,184単位</u>に所 要時間12時間から計算して所要時間30分を増すごとに<u>81単</u> 位を加算した単位数

法人国立病院機構が行う場合を除く。6及び7において同じ。)が、利用者に対し、指定居宅介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、<u>令和6年3月31日</u>までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ~ハ (略)

6 • 7 (略)

第2 重度訪問介護

- 1 重度訪問介護サービス費
 - イ 重度訪問介護の中で居宅における入浴、排せつ又は食事の 介護等及び外出(通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、 通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を 除く。以下この第2、第3及び第4において同じ。)時にお ける移動中の介護を行った場合

(1) 所要時間 1 時間未満の場合185単位(2) 所要時間 1 時間以上 1 時間30分未満の場合275単位(3) 所要時間 1 時間30分以上 2 時間未満の場合367単位(4) 所要時間 2 時間以上 2 時間30分未満の場合458単位(5) 所要時間 2 時間30分以上 3 時間未満の場合550単位(6) 所要時間 3 時間以上 3 時間30分未満の場合640単位(7) 所要時間 3 時間30分以上 4 時間未満の場合732単位

- (8) 所要時間4時間以上8時間未満の場合 <u>817単位</u>に所要時間4時間から計算して所要時間30分を増すごとに85単位を加算した単位数
- (9) 所要時間 8 時間以上12時間未満の場合 1,497単位に所要時間 8 時間から計算して所要時間30分を増すごとに85単位を加算した単位数
- (10) 所要時間12時間以上16時間未満の場合 2,172単位に所 要時間12時間から計算して所要時間30分を増すごとに80単 位を加算した単位数

- (11) 所要時間16時間以上20時間未満の場合 2,834単位に所 要時間16時間から計算して所要時間30分を増すごとに86単 位を加算した単位数
- (12) 所要時間20時間以上24時間未満の場合 <u>3,520単位</u>に所 要時間20時間から計算して所要時間30分を増すごとに80単 位を加算した単位数
- ロ 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院、同条第2項に規定する診療所若しくは同法第2条第1項に規定する助産所又は介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第28項に規定する介護老人保健施設若しくは同条第29項に規定する介護医療院(以下「病院等」という。)に入院又は入所をしている障害者に対して、重度訪問介護の中で病院等における意思疎通の支援その他の必要な支援を行った場合
- (1) 所要時間1時間未満の場合 186単位
- (2) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 277単位
- (3) 所要時間1時間30分以上2時間未満の場合 369単位
- (4) 所要時間2時間以上2時間30分未満の場合 461単位
- (5) 所要時間2時間30分以上3時間未満の場合 553単位
- (6) 所要時間3時間以上3時間30分未満の場合 644単位
- (7) 所要時間 3 時間30分以上 4 時間未満の場合 736単位
- (8) 所要時間4時間以上8時間未満の場合 <u>821単位</u>に所要時間4時間から計算して所要時間30分を増すごとに85単位 を加算した単位数
- (9) 所要時間 8 時間以上12時間未満の場合 <u>1,505単位</u>に所 要時間 8 時間から計算して所要時間30分を増すごとに85単 位を加算した単位数
- (10) 所要時間12時間以上16時間未満の場合 2,184単位に所 要時間12時間から計算して所要時間30分を増すごとに<u>81単</u> 位を加算した単位数
- (11) 所要時間16時間以上20時間未満の場合 2,834単位に所

- (11) 所要時間16時間以上20時間未満の場合 2,818単位に所 要時間16時間から計算して所要時間30分を増すごとに86単 位を加算した単位数
- (12) 所要時間20時間以上24時間未満の場合 <u>3,500単位</u>に所 要時間20時間から計算して所要時間30分を増すごとに80単 位を加算した単位数
- ロ 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院、同条第2項に規定する診療所若しくは同法第2条第1項に規定する助産所又は介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第28項に規定する介護老人保健施設若しくは同条第29項に規定する介護医療院(以下「病院等」という。)に入院又は入所をしている障害者に対して、重度訪問介護の中で病院等における意思疎通の支援その他の必要な支援を行った場合
- (1) 所要時間1時間未満の場合 185単位
- (2) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 275単位
- (3) 所要時間1時間30分以上2時間未満の場合 367単位
- (4) 所要時間2時間以上2時間30分未満の場合 458単位
- (5) 所要時間 2 時間30分以上 3 時間未満の場合 550単位
- (6) 所要時間3時間以上3時間30分未満の場合 640単位
- (7) 所要時間 3 時間30分以上 4 時間未満の場合 732単位
- (8) 所要時間4時間以上8時間未満の場合 <u>817単位</u>に所要時間4時間から計算して所要時間30分を増すごとに85単位を加算した単位数
- (9) 所要時間 8 時間以上12時間未満の場合 1,497単位に所 要時間 8 時間から計算して所要時間30分を増すごとに85単 位を加算した単位数
- (10) 所要時間12時間以上16時間未満の場合 2,172単位に所 要時間12時間から計算して所要時間30分を増すごとに<u>80単</u> 位を加算した単位数
- (11) 所要時間16時間以上20時間未満の場合 2,818単位に所

要時間16時間から計算して所要時間30分を増すごとに86単位を加算した単位数

(12) 所要時間20時間以上24時間未満の場合 <u>3,520単位</u>に所 要時間20時間から計算して所要時間30分を増すごとに80単 位を加算した単位数

注1 • 2 (略)

2の2 ロについては、注1の(1)又は(2)に掲げる者であって、区分4以上に該当し、かつ、病院等へ入院又は入所をする前から重度訪問介護を受けていた利用者に対して、当該利用者との意思疎通を図ることができる重度訪問介護従業者が、当該病院等と連携し、病院等において指定重度訪問介護等を行った場合に、入院又は入所をした病院等において利用を開始した日から起算して、90日以内の期間に限り、所定単位数を算定する。ただし、90日を超えた期間に行われた場合であっても、入院又は入所をしている間引き続き支援することが必要であると市町村が認めた利用者に対しては、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の80に相当する単位数を算定できるものとする。

$3 \sim 5$ (略)

- 6 別に厚生労働大臣が定める者が、区分6 (区分命令第 1条第7号に掲げる区分6をいう。以下同じ。) に該当 する者につき、指定重度訪問介護等を行った場合に、所 定単位数の100分の8.5に相当する単位数を所定単位数に 加算する。
- 7 別に厚生労働大臣が定める要件を満たす場合であって 、同時に2人の重度訪問介護従業者が1人の利用者に対 して指定重度訪問介護等を行った場合に、それぞれの重 度訪問介護従業者が行う指定重度訪問介護等につき所定 単位数を算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める

要時間16時間から計算して所要時間30分を増すごとに86単位を加算した単位数

(12) 所要時間20時間以上24時間未満の場合 <u>3,500単位</u>に所 要時間20時間から計算して所要時間30分を増すごとに80単 位を加算した単位数

注1・2 (略)

2の2 ロについては、注1の(1)又は(2)に掲げる者であって、区分6 (区分命令第1条第7号に掲げる区分6をいう。以下同じ。) に該当し、かつ、病院等へ入院又は入所をする前から重度訪問介護を受けていた利用者に対して、当該利用者との意思疎通を図ることができる重度訪問介護従業者が、当該病院等と連携し、病院等において指定重度訪問介護等を行った場合に、入院又は入所をした病院等において利用を開始した日から起算して、90日以内の期間に限り、所定単位数を算定する。ただし、90日を超えた期間に行われた場合であっても、入院又は入所をしている間引き続き支援することが必要であると市町村が認めた利用者に対しては、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の80に相当する単位数を算定できるものとする。

$3 \sim 5$ (略)

- 6 別に厚生労働大臣が定める者が、区分6に該当する者 につき、指定重度訪問介護等を行った場合に、所定単位 数の100分の8.5に相当する単位数を所定単位数に加算す る。
- 7 別に厚生労働大臣が定める要件を満たす場合であって 、同時に2人の重度訪問介護従業者が1人の利用者に対 して指定重度訪問介護等を行った場合に、それぞれの重 度訪問介護従業者が行う指定重度訪問介護等につき所定 単位数を算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める

要件を満たす場合は、それぞれの重度訪問介護従業者が行う指定重度訪問介護等につき、所要時間120時間以内に限り、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。

8~12 (略)

- 13 法第76条の3第1項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数から減算する。
- 14 指定障害福祉サービス基準第43条第1項、第43条の4 及び第48条第2項において準用する指定障害福祉サービ ス基準第33条の2第1項に規定する基準を満たしていな い場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を 所定単位数から減算する。
- 15 指定障害福祉サービス基準第43条第1項又は第43条の 4において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の 2第2項又は第3項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定 単位数から減算する。
- 16 指定障害福祉サービス基準第43条第1項、第43条の4 及び第48条第2項において準用する指定障害福祉サービ ス基準第40条の2に規定する基準を満たしていない場合 は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単 位数から減算する。
- 17 利用者が重度訪問介護又は療養介護以外の障害福祉サービスを受けている間(第15の1の注2又は1の2の注3若しくは注4の適用を受けている間(指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者に限る。)を除く。)は、重度訪問介護サービス費は、算定しない。

要件を満たす場合は、それぞれの重度訪問介護従業者が行う指定重度訪問介護等につき、所要時間120時間以内に限り、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定する。

8~12 (略)

(新設)

(新設)

13 指定障害福祉サービス基準第43条第1項又は第43条の 4において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の 2第2項又は第3項に規定する基準を満たしていない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。ただし、令和5年3月31日までの間は、当該基準を満たしていない場合であっても、減算しない。

(新設)

14 利用者が重度訪問介護又は療養介護以外の障害福祉サービスを受けている間(第15の1の注5又は1の2の注6若しくは注7の適用を受けている間(指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者に限る。)を除く。)は、重度訪問介護サービス費は、算定しない。

2 移動介護加算

イ~へ (略)

注1 (略)

2 別に厚生労働大臣が定める要件を満たす場合であって、同時に2人の重度訪問介護従業者が1人の利用者に対して移動中の介護を行った場合に、それぞれの重度訪問介護従業者が行う移動中の介護につき所定単位数を加算する。ただし、別に厚生労働大臣が定める要件を満たす場合は、それぞれの重度訪問介護従業者が行う指定重度訪問介護等につき、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。

 $202 \sim 5$ (略)

5の2 行動障害支援連携加算

584単位

注 利用者に対して、指定重度訪問介護事業所等のサービス提供責任者が、サービス事業所又は指定障害者支援施設等の従業者であって支援計画シート及び支援手順書(第4の1及び4の2において「支援計画シート等」という。)を作成した者(以下この5の2において「作成者」という。)に同行して利用者の居宅を訪問し、利用者の心身の状況等の評価を当該作成者と共同して行い、かつ、重度訪問介護計画を作成した場合であって、当該作成者と連携し、当該重度訪問介護計画に基づく指定重度訪問介護等を行ったときは、初回の指定重度訪問介護等が行われた日から起算して30日の間、1回を限度として、所定単位数を加算する。

5の3 入院時支援連携加算

300単位

注 医療法第1条の5第1項に規定する病院又は同条第2項に 規定する診療所に入院する前から指定重度訪問介護等を受け ていた利用者が当該病院又は診療所に入院するに当たり、指 定重度訪問介護事業所等の職員が当該病院又は診療所を訪問 し、当該利用者に係る必要な情報の提供及び当該病院又は診 療所と当該指定重度訪問介護事業所等が連携して入院時の支 2 移動介護加算

イ~へ (略)

注1 (略)

2 別に厚生労働大臣が定める要件を満たす場合であって、同時に2人の重度訪問介護従業者が1人の利用者に対して移動中の介護を行った場合に、それぞれの重度訪問介護従業者が行う移動中の介護につき所定単位数を加算する。ただし、別に厚生労働大臣が定める要件を満たす場合は、それぞれの重度訪問介護従業者が行う指定重度訪問介護等につき、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定する。

 $202 \sim 5$ (略)

5の2 行動障害支援連携加算

584単位

注 利用者に対して、指定重度訪問介護事業所等のサービス提供責任者が、サービス事業所又は指定障害者支援施設等の従業者であって支援計画シート及び支援手順書(第4の1の注2において「支援計画シート等」という。)を作成した者(以下この5の2において「作成者」という。)に同行して利用者の居宅を訪問し、利用者の心身の状況等の評価を当該作成者と共同して行い、かつ、重度訪問介護計画を作成した場合であって、当該作成者と連携し、当該重度訪問介護計画に基づく指定重度訪問介護等を行ったときは、初回の指定重度訪問介護等が行われた日から起算して30日の間、1回を限度として、所定単位数を加算する。

(新設)

接を行うために必要な調整を行った場合に、1回を限度として所定単位数を加算する。

- 6 福祉・介護職員処遇改善加算
- 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定重度訪問介護事業所等(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。7及び8において同じ。)が、利用者に対し、指定重度訪問介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、<u>令和6年5月31日</u>までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
 - イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から<u>5の3</u>までにより算定した単位数の1000分の200に相当する単位数
 - □ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から<u>5の3</u>までにより算定した単位数の1000分の146に相当する単位数
 - ハ 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅲ 1から<u>5の3</u>までにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数
- 7 福祉·介護職員等特定処遇改善加算
- 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定重度訪問介護事業所等が、利用者に対し、指定重度訪問介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。
 - イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1 から <u>5 の 3</u>までにより算定した単位数の1000分の70に相当する単位数
 - ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II) 1から<u>5の3</u>までにより算定した単位数の1000分の55に相当する単位数

6 福祉·介護職員処遇改善加算

- 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定重度訪問介護事業所等(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。7及び8において同じ。)が、利用者に対し、指定重度訪問介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
 - イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から<u>5の2</u>までにより算定した単位数の1000分の200に相当する単位数
 - □ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から<u>5の2</u>までにより算定した単位数の1000分の146に相当する単位数
 - ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 1から<u>5の2</u>までにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数
- 7 福祉・介護職員等特定処遇改善加算
- 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定重度訪問介護事業所等が、利用者に対し、指定重度訪問介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。
 - イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から<u>5の2</u>までにより算定した単位数の1000分の70に相当する単位数
 - ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II) 1から<u>5の2</u>までにより算定した単位数の1000分の55に相当する単位数

- 8 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算
- 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定重度訪問介護事業所等が、利用者に対し、指定重度訪問介護等を行った場合は、1から5の3までにより算定した単位数の1000分の45に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第3 同行援護

1 同行援護サービス費

ト 所要時間 3 時間以上の場合 <u>697単位</u>に所要時間 3 時間から計算して所要時間30分を増すごとに<u>66単位</u>を加算した単位数

注1~10 (略)

- 11 法第76条の3第1項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数から減算する。
- 12 指定障害福祉サービス基準第43条第2項及び第48条第 2項において準用する指定障害福祉サービス基準第33条 の2第1項に規定する基準を満たしていない場合は、所 定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数か ら減算する。
- 13 指定障害福祉サービス基準第43条第2項において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第2項又は第3項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位

- 8 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算
- 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定重度訪問介護事業所等が、利用者に対し、指定重度訪問介護等を行った場合は、1から5の2までにより算定した単位数の1000分の45に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第3 同行援護

1 同行援護サービス費

イ所要時間30分未満の場合190単位ロ所要時間30分以上1時間未満の場合300単位ハ所要時間1時間以上1時間30分未満の場合433単位ニ所要時間1時間30分以上2時間未満の場合498単位ホ所要時間2時間以上2時間30分未満の場合563単位へ所要時間2時間30分以上3時間未満の場合628単位

ト 所要時間 3 時間以上の場合 <u>693単位</u>に所要時間 3 時間から計算して所要時間30分を増すごとに<u>65単位</u>を加算した単位数

注1~10 (略)

(新設)

(新設)

11 指定障害福祉サービス基準第43条第2項において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第2項又は第3項に規定する基準を満たしていない場合は、1日につ